

平成25年2月22日

お客さま各位

越前信用金庫

理事長 西野 浩一

当金庫の「中小企業金融円滑化法」期限到来後の方針について

中小企業金融円滑化法が平成25年3月末に期限を迎えますが、期限到来後においても、『貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努める』という当金庫の方針は従来と変わりはありません。

引き続き、下記のとおり対応してまいりますのでお知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客さまからのご返済条件の変更等のお申込みに対して、真摯かつ迅速に取り組む等、従来からの対応に変更はございません。また、従来同様、関係金融機関等と連携を図りながら、ご返済条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当金庫は、お客さまからの資金に関するご相談、ご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、従来同様、真摯に受け止め、お客さまが抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向け、必要に応じて外部専門家等も活用しつつ、引き続ききめ細かく対応いたします。
3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案し、十分な時間をかけて支援してまいります。

【 金融円滑化に関する相談窓口のご案内 】

○ ご相談窓口

- ・ 窓 口 各営業店
- ・ 受付時間 平日9:00 ～ 17:00

○ 苦情専用窓口

- ・ 窓 口 越前信用金庫 総務部
- ・ 受付時間 平日9:00 ～ 17:00

※ 0120 - 1475 - 99 (フリーダイヤル)